

令和8年度版  
羽生市立学校における  
盗撮防止等ガイドライン

令和8年4月  
羽生市教育委員会

# 目次

1 目的	1
2 定義	1
3 対象	1
4 未然防止対策	2
(1) 環境整備及び点検	
(2) 個人所有端末の利用制限	
(3) 来校者への協力依頼	
(4) 教職員への研修・児童生徒への指導	
5 発覚後の対応	4
(1) 被害者保護	
(2) 警察への通報等	
(3) 教職員が加害者の場合	
(4) 児童生徒が加害者の場合	
6 継続的な見直し	5
7 関係法令	5
(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
(2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
(3) 埼玉県迷惑行為防止条例	
(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
(5) 個人情報保護に関する法律	
8 相談先	5
(1) 埼玉県教育委員会	
(2) 羽生市教育委員会	
(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

# 羽生市立学校における 盗撮防止等ガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、羽生市立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

## 2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

## 3 対象

- (1) 対象者  
児童生徒及び教職員並びに来校者
- (2) 対象場所  
学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

## 4 未然防止対策

### (1) 環境整備及び点検

#### ア 環境整備

- (ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
- (イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。
- (ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

#### イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

##### (ア) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

##### (イ) 定期点検

- a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
- b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなって行う。
- c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。
- d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。

##### (ウ) 臨時点検

- a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。( (イ) aを除く。)
- b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などに行う。
- c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

### (2) 個人所有端末等及び学校所有の機器の利用制限

#### ア 個人所有端末等について

教職員は、原則、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止する。

児童生徒の活動場所において、個人所有のスマートフォン等の利用を希望する場合は、以下(ア)～(ウ)を遵守し、管理職の許可(\*)を得た場合にかぎり認められるものとする。

(\*) 管理職による使用許可は、原則として当該学期内を最長期間とする。再度申請があった場合はこの限りではない。

(ア) 学校所有の機器の機能では、目的とする教育活動等を実現できない

場合に限る。

(イ) 教職員は、個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って児童生徒等を撮影することを禁止する。

(ウ)

(エ) その他、校長の定める利用制限等に従う。

児童生徒は、校長の許可の下、やむを得ない事情により個人所有端末等を学校等へ持ち込んでいる場合、校長の定める規則等に従うとともに撮影機能を使って児童生徒等を撮影することを禁止する。

イ 学校所有の機器について

教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

教職員が学校所有の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは、所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

児童生徒が学校所有の機器を利用する場合は、校長の定める規則等に基づくものとする。

(3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。

- (イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

## 5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

### (1) 被害者保護

- ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- イ 必要に応じ状況等について確認を行う。
- ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。
- エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を検討する。
- オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。
- カ 盗撮画像や動画がSNSなどで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

### (2) 警察への通報等

- ア 迅速に管轄の警察へ通報する。
- イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。
- ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。

### (3) 教職員が加害者の場合

- ア 市教育委員会へ報告を行う。市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。
- イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

### (4) 児童生徒が加害者の場合

- ア 市教育委員会へ報告を行う。
- イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。
- ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

## 6 継続的な見直し

市教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

## 7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

## 8 相談先

- (1) 埼玉県教育委員会  
教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629  
学校電話相談 048-830-6737
- (2) 羽生市教育委員会  
学校教育課 048-561-1121  
いじめ・心の悩み相談室 048-561-8080（月水金）
- (3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口  
アイリスホットライン 0120-31-8341